

中華人民共和國專利法修正案(草案) (二次審議稿) に対する意見

一般社団法人電子情報技術産業協会 法務・知的財産運営委員会

意見項目	修正提案	修正理由
<p>第二条</p>	<p>部分意匠の導入については、これまでも草案に組み込まれながら実現に至らなかったため、今回は導入の実現までつながることを要望いたします。</p> <p>なお、部分意匠制度の導入にあたっては、審査指南等において、権利を要求する部分を明確に特定できる図面要件を定めることを併せて要望いたします。</p> <p>また、部分意匠制度の導入にあたっては、実態審査を併せて導入すべきと考えます。</p>	<p>全体意匠のみでは、特徴部を組み込みながら全体として非類似であるような巧妙な模倣に対応できず、保護が不十分であるためです。</p> <p>また、正当な権利者でない者による不正登録により、正当な権利者が不利益を被るといった事態が懸念されるため、部分意匠制度の導入にあたっては、実態審査も合わせて導入することを要望いたします。</p>
<p>第二十条</p>	<p>物品とかけ離れた「画像単体」を保護対象に追加することを要望いたします。</p> <p>「専利権を濫用」との規定について、専利権を濫用する行為とはどのような行為を指すのか不明瞭です。従って、「専利権を濫用して公共利益又は他人の合法的な権益を害してはならない。」に該当する行為、「専利権を濫用して競争を排除し又は制限し、独占行為を構成した場合」に該当する行為がどのような行為なのか理解できないため、このような不明瞭な規定は削除を要望いたします。</p> <p>制定するのであれば、専利権の濫用となる行為について明確化をお願いいたします。</p> <p>又は「専利権を濫用」の意味および「専利権の濫用」に該当するケースをガイドライン等で明確にすることも考えられるかと存じます。</p>	<p>欧州、日本では既に画像単体での保護がなされており、保護対象が「物品に表示される画像」のみでは、投影画像の保護がなされず、保護が不十分であるためです。</p> <p>専利権の濫用となる行為がどのような行為を指すのか不明瞭であるため、「専利権を濫用して公共利益又は他人の合法的な権益を害してはならない。」に該当する行為がどのような行為なのか不明です。</p> <p>また、同様な理由により「専利権を濫用して競争を排除し又は制限し、独占行為を構成した場合」に該当する行為がどのような行為なのか不明です。</p> <p>専利権は一定条件下で独占排他性を認める権利であるため、正当使用であっても多少なりとも競争を排除、制限し得るものであり、その意味では公共利益や他人の権益に影響(不利益)を与える可能性があります。よって、「専利権の濫用」の明確な定</p>

		義などがなく「公共の利益を損害してはならない」と規定することは専利権活用の観点から問題があると考えます。
第二十四条	今回の改正部分に異議はありませんが、新規性喪失の例外規定における適用要件が厳しく、今後要件の緩和を要望いたします。 具体的には、政府主催でない展示会発表やデモ発表、商談等の出願人自らが公知にした行為についても適用とすることを要望いたします。	適用要件が厳しく実質的に適用を受けられるケースがないためです。また、他国の同制度と比しても適用要件が厳しいと感じております。
第四十二条	意匠権の存続期間を現行の10年から15年へ延長することを要望いたします。また、将来的には意匠に関しても存続期限を「出願日から20年」とすることを要望いたします。	他国では20年～25年という保護期間が多く、それと比しても現行の保護期間は極端に短いため、デザインの保護が不十分であるためです。
	「専利の権利付与プロセスにおける不合理な遅延」及び「出願人に起因する不合理な遅延」とは具体的にどのような状況か、また、どのような基準で判断されるのかを明確にしたいと思っております。	専利有効期間の補償を請求する場合の予見可能性向上のためです。
第四十八条	「 <u>専利の実施と活用を促進し</u> 」の部分は削除を要望いたします。	専利の実施と活用については、所有者の処分権、私的自治に委ねるべきであり行政が介入する必要はないためです。
第五十条	LOR と類似の制度か、FRAND 関連の規定か不明確であり、前者であれば、要件等の見直しを要望いたします。	LOR (License of Right) と類似の制度か、FRAND 関連の規定かが、不明確です。 FRAND 関連規定であれば、特段の意見はないが、LOR 制度であるならば、以下を要望いたします。 特許権者であるライセンサーによるライセンス供与の意思を「公告(公示)」させ、ライセンス許諾を受ける意思を有する willing licensee による発見を容易にすることで、自発的なライセンスを促す所謂 LOR 制度は、英国、ドイツ、イタリア等で導入されています。 これらの国では、特許維持年金を半額に減免するなどにより、特許権者にインセンティブを与えています。 これら諸外国の制度に鑑みて、第50条に

		<p>においても、特許権者が特許料減免の利益が受けられる規定の追加検討を要望いたします。</p> <p>特許料減免が受けられなくとも、他のインセンティブとなり得る特許権者の開放特許と中小企業の技術をマッチング(中小企業の新製品開発や新事業創出, 事業の効率化等を目指す取り組み)するサービスの提供についても検討を要望いたします。</p> <p>また、一旦 LOR 宣言した後に、実施者からライセンスの申込みがあった場合、LOR 宣言の取下げを不可とするドイツや、既存ライセンシー全員の合意がなければ取下げ不可とする英国などの諸外国の制度に鑑み、特許権者が一方的に取り下げを宣言できない要件を追加することも検討を要望いたします。</p>
第六十六条	<p>2項につき、「(中略) 専利権者、利害関係者又は被疑侵害者は自発的に専利権評価報告書を提示することもできる。<u>専利権者は利害関係者又は被疑侵害者から専利権評価報告書の提出を要求された場合は、求めに応じなければならない。</u>」と修正すべきと考えます。</p>	<p>厳粛な実体審査を経ずに権利登録がなされる実用新案・意匠について、その有効性を全く確認せずに権利者に権利行使を認めることは、侵害被疑者や公衆に対して過度の不利益を負わせる事になり、バランスに欠けると考えます。</p>
第七十条	<p>「<u>国務院専利行政部門</u>」及び「<u>専利事業管理部門</u>」が専利権侵害紛争を処理することに反対いたします。本条を削除いただくことを要望いたします。</p> <p>制定されたいのであれば、以下の通り修正いただくことを要望いたします。</p> <p>「<u>国務院専利行政部門は、専利権者又は利害関係者の請求に応じて、国務院専利行政部門は、専利権者、利害関係者、疑義侵害者の当事者全員の合意による請求に応じて</u>¹⁾<u>全国的に重大な影響を有する専利権侵害紛争を処理することができる。</u></p> <p><u>地方人民政府の専利事業管理部門は、専利権者又は利害関係者の請求に応じて地方人民政府の専利事業管理部門は、専利権者、利害関</u></p>	<p>専利権侵害に該当するか否かを決定するには、高度な専門的・技術的な判断が必要であって、さらにその判断に必要な豊富な経験もないと判断が難しい場合も多いのが実態です。加えて、その判断に際して、専利権自体の有効性に問題がある場合も数多くあります。</p> <p>このように高度な専門的・技術的な判断が要求される専利権侵害紛争の処理について、人民法院に比べてその判断に必要な経験に乏しい「<u>国務院専利行政部門</u>」及び「<u>専利事業管理部門</u>」が担当することは不適切です。</p> <p>専利権侵害紛争の処理は人民法院が行うべきであり、本条の規定には反対いたしま</p>

	<p>係者、疑義侵害者の当事者全員の合意による請求に応じて¹⁾ 専利権侵害紛争を処理するにあたって、本行政区域内において同一の専利権を侵害した事件については併合して処理することができる。地域を跨って同一の専利権を侵害した事件については、上級人民政府の専利事業管理部門に処理を請求することができる。</p> <p>専利権侵害紛争の当事者が、<u>国務院専利行政部門又は専利事業管理部門の処理について不服の場合、人民法院に提訴できる。</u>²⁾</p>	<p>す。</p> <p>特に、「国務院専利行政部門」が「全国的に重大な影響を有する専利権侵害紛争」を処理することは、「中華人民共和国民事訴訟法」第二十条に民事事件の審級管轄として「全国的に重大な影響を及ぼす事件」は最高人民法院の管轄と規定されることと整合しておらず、不適切であり、再考すべきと考えます。</p> <p>仮に、制定されたいのであれば、以下の通り修正することが必要と考えます。</p> <p>1) 「国務院専利行政部門」と「専利事務管理部門」が専利権者又は利害関係者の請求のみに応じて専利権侵害紛争を処理できるのは、被疑侵害者の意向を無視しており、公平性に欠けます。「国務院専利行政部門」と「専利事務管理部門」が専利権侵害紛争を処理できるのは、当事者全員が合意した場合に限定すべきです。よって、「専利権者、利害関係者、疑義侵害者の当事者全員の合意による請求に応じて」と規定すべきと考えます。</p> <p>2) 「国務院行政部門」又は「専利事務管理部門」が専利権侵害紛争を処理するならば、当事者がその処理に不服の場合に、それを人民法院において解決できるようにすべきです。よって、本条の最後に、「不服の場合、人民法院に提訴できる」ことを追記すべきと考えます。</p>
第七十一条	<p>以下の通り修正いただくことを要望いたします。</p> <p>「専利権侵害の賠償金額は、権利者が権利侵害によって受けた実際の損失又は権利侵害者が権利侵害によって得た利益で確定する。<u>但し、この場合でも当該専利の許諾実施料を下限とする。</u>権利者の損失又は権利侵害者の得た利益の確定が困難である場合、当該専利の許諾実施料の倍数を参照して合理的に確定す</p>	<p>赤字の下線部(追加)については、米国特許法 284 条に“but in no event less than a reasonable royalty for the use made of the invention by the infringer”とあるのと同様に明文による明確化のため必要であると考えます。</p> <p>また、左記の 1) 2) に関して、</p> <p>1) 第七十一条と同様な規定が、2019 年改正の商標法第 63 条に「権利者が全力を尽</p>

<p>る。故意に専利権を侵害し、情状が深刻である場合、上記方法で確定した金額の1倍以上5倍以下で賠償金額を確定することができる。</p> <p>権利者の損失、権利侵害者の得た利益及び専利許諾実施料のいずれも確定が困難である場合、人民法院は専利権の種類、権利侵害行為の性質と情状等の要素に基づき、500万元以下の賠償と確定することができる。</p> <p>賠償金額には、権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出も含まなければならない。</p> <p>人民法院は賠償金額を確定するために、権利者がすでに立証に力を尽くしたにもかかわらず権利者がすでに可能な限りの合理的な立証をしたにもかかわらず¹⁾、権利侵害行為に係る帳簿、資料が主に権利侵害者に保有されている状況下で、権利侵害行為に係る帳簿、資料の提供を権利侵害者に命じることができる。権利侵害者はそれを<u>正当な理由なく</u>²⁾提供せず、又は虚偽の帳簿、資料を提供した場合、人民法院は権利者の主張及び提供した証拠を参考にして賠償金額を判定することができる。」</p> <p>また、1項につき、「故意に専利権を侵害する」行為の定義を明確にすべきあり、「1倍以上5倍以下で賠償金額」については、1～5倍のそれぞれの倍率適用の根拠を明確化すべきと考えます。</p> <p>2項のいわゆる裁量的な賠償額確定については、「権利侵害行為の性質及び情状等の要素」について、より具体的に賠償額確定の基準を示すべきと考えます。</p> <p>3項につき、「(中略) 権利侵害行為に関連する帳簿、資料の提供を権利侵害者に命じることができる。」をより明確に定義すべきと考えます。例えば、「(中略) 権利侵害行為に関連し、かつ、損害賠償の算定に必要な最小限の</p>	<p>し立証したが、侵害行為に関わる帳簿、資料が主に侵害者に所有される場合」と規定されていますが、第七十一条の「立証の力を尽した」と商標法の「全力を尽くし立証」がどの程度の差なのか不明瞭です。</p> <p>また、専利権侵害の場合、製品内部における侵害のケースがほとんどであり、侵害製品の全てを把握することが困難なケースが多いので、商標と同様な表現の規定にすると、権利者に対する負担が過剰になると考えます。</p> <p>よって、商標法とは異なる表現の規定にすべきであり、「権利者がすでに可能な限りの合理的な立証をしたにもかかわらず」と修正すべきと考えます。</p> <p>2)「権利侵害者はそれを提供せず、又は虚偽の帳簿、資料を提供した場合」とありますが、権利侵害者が提出できない事情を考慮する必要もあるので、「正当な理由なく」を追記すべきと考えます。</p> <p>更に、1項につき、いわゆる懲罰的損害賠償については侵害抑止力の効果が期待できるところであるが、故意の定義を明確化する必要があります。また、「1倍以上5倍以下で賠償金額罰金」については、1～5倍の幅が大きい一方、適用の基準が不明瞭であり、その基準も明確化する必要があります。</p> <p>2項につき、意見は、公平性確保、基準の明確化、恣意的判断の回避からの要請です。</p> <p>3項につき、損害額の立証が困難であり、当該規定の必要性は理解できるものの、提示すべき資料が不合理に膨大なものとなり侵害被疑者の負担が過度に大きくなるような状況は避けるべきと考えます。そのため、提示すべき資料は損害賠償算定の目的のために必要最小限なものに限定して、</p>
--	---

	<p>帳簿、資料の提供を権利侵害者に命じることが出来る。」のような修正が望ましいと考えます。</p> <p>特に、「故意」「情状が深刻」とは具体的にどのような状況か、また、どのような基準で判断されるのかの明確化を要望いたします。</p> <p>上記本条文案で不明確とする部分について削除・修正がかなわないのであれば、別途ガイドライン等で運用する際の規準を明確にすべきと考えます。</p>	<p>侵害被疑者の負担を減らすことも考える必要があります。</p> <p>特に、「故意」「情状が深刻」がどのようなことを指しているか不明確であり、例えば別途のガイドライン等で運用規準を明確化が必要と考えます。</p>
第七十二条	<p>1) 草案は、現行法から以下の規定を削除していますが、この削除に反対いたします。</p> <p>「申請者は申請時に担保を提供しなければならない。担保を提供しない場合は申請を却下する。</p> <p>人民法院は申請を受けてから48時間以内に裁定を行う。特殊な状況によりこれを延長する必要がある場合は48時間延長することができる。関連行為の停止を命令する裁定を行った場合は即座にこれを執行する。当事者が裁定について不服がある場合は一度、再審を申請することができる。再審期間中は裁定の執行を停止しない。</p> <p>申請者が、人民法院が関連行為の停止を命令する措置を講じた日から15日以内に起訴しない場合、人民法院は当該措置を解除する。</p> <p>申請に誤りがあった場合、申請者は、関連行為の停止によって被申請者が被った損失を賠償しなければならない。」</p> <p>2) 但し、「人民法院は申請を受けてから48時間以内に裁定を行う。」「48時間延長することができる。」「人民法院が関連行為の停止を命令する措置を講じた日から15日以内に起訴しない場合」と規定されるうち、「48時間以内」「48時間延長」「15日以内」の時間・期間については、実態に則して実行可能な時間・期間に修正いただくことを要望いたしま</p>	<p>現行法から削除された後の草案の規定では、訴訟前に人民法院に関連行為の差止める措置の申請について、専利権者又は利害関係者が悪用や濫用することが可能です。削除後の内容では、担保も賠償の規定がないので、本条の規定を悪用や濫用を予防することができません。さらに、故意又は誤りによって差止めされた場合に相手方が被った損失を担保や賠償により救済することもできません。また、差止めしても起訴しない場合にそれを解除することもできません。</p> <p>加えて、申請をした後に、人民法院が直ぐに差止めの裁定を下す、または差止めの措置を講じてから起訴しない場合に速やかに差止めを解除する、などの人民法院による処理とその日程についての規定を削除してしまうと、訴訟前の関連行為の差止めの制度自体が機能しなくなってしまう。</p> <p>よって、第2項以降を削除することに反対いたします。</p> <p>但し、「48時間以内」「48時間延長」「15日以内」の時間・期間の定めが、実態に即しておらず短いのであれば、実態に即して実行可能な時間・期間に修正いただくべきと考えます。具体的には「48時間」という期間について、人民法院が特許技</p>

	す。	<p>術、被疑侵害製品の技術内容を精緻に検討し、合理的な判断をするためにも時間的制限の削除は好ましいとも言えます。</p> <p>そして、現行法の2項、4項、5項および6項も削除されるとなると、侵害停止命令の申立の濫用が起き得ることが想定され、安定性に欠けるため、当該規定は必要です。また担保の金額については、差止を受ける当事者に与える経済的ダメージに鑑み、適切な額であることがふさわしく、不当に低い金額の担保での要請は受理されるべきでないと考えます。</p>
第七十三 条	<p>1) 草案は、現行法から以下の規定を削除していますが、この削除に反対いたします。</p> <p>「人民法院は保全措置を講じる場合、申請者に担保の提供を命令することができる。申請者が担保を提供しない場合は申請を却下する。</p> <p>人民法院は申請を受けてから48時間以内に裁定を行う。保全措置を講じる裁定を行った場合は即座にこれを執行する。</p> <p>申請者が、人民法院が証拠保全措置を講じた日から15日以内に起訴しない場合、人民法院はその執行を解除する。」</p> <p>2) 但し、「人民法院は申請を受けてから48時間以内に裁定を行う。」「人民法院が証拠保全措置を講じた日から15日以内に起訴しない場合」と規定されるうち、「48時間以内」「15日以内」の時間・期間については、実態に則して実行可能な時間・期間に修正いただくことを要望いたします。</p>	<p>現行法から削除された後の草案の規定では、訴訟前に人民法院に証拠保全の申請について、専利権者又は利害関係者が悪用や濫用することが可能です。削除後の内容では、担保の規定が無いので、本条の規定を悪用や濫用を予防することができません。</p> <p>さらに、故意又は誤りによって証拠保全された場合に相手方が被った損失を担保により救済することもできません。また、証拠保全しても起訴しない場合にそれを解除することもできません。</p> <p>加えて、申請をした後に、人民法院が直ぐに証拠保全の裁定を下す、また証拠保全を講じてから提訴しない場合に速やかに証拠保全を解除する、などの人民法院による処理とその日程についての規定を削除してしまうと、訴訟前の証拠保全の制度自体が機能しなくなってしまう。</p> <p>よって、第2項以降を削除することに反対いたします。</p> <p>但し、「48時間以内」「15日以内」の時間・期間の定めが、実態に即しておらず短いのであれば、実態に即して実行可能な時間・期間に修正いただくべきと考えます。</p> <p>また、従前の2項に関しては、人民法院が担保の提供を命令する場合にも、前条で言</p>

		<p>及したように、その金額は被要請者に与える経済的ダメージに鑑み適切な額であることがふさわしく、不当に低い金額の担保での要請は受理されるべきでないと考えます。</p>
その他	<p>間接侵害の規定の導入を要望いたします。</p> <p><u>「関連する製品が専ら専利の実施に用いられる原材料、中間物、部品、設備、プログラム等であり、専利権者の許可を得ておらず、生産経営目的のためにその物品を他の者に提供した場合、権利侵害者として責任を負わなければならない。」</u></p> <p><u>関連する製品、方法が専利製品又は専利方法に属すると知りながら、専利権者の許可を得ておらず、生産経営目的のために他の者を誘導した場合、権利侵害者として責任を負わなければならない。」</u></p>	<p>間接侵害規定の明文化を要望いたします。その際、2015年12月に国務院が公表した草案の第62条では、直接侵害者と間接侵害者の連帯責任とされていることから、例えば、直接実施者が個人である場合には、当該個人に部品を提供し、利益を上げている業者に対して責任を問えないことになり、専利権の実効性を確保できないこととなります。間接侵害規定で定める行為を行った者（この場合の業者）が、直接実施者の属性に関わらず単独で責任を負う（専利権侵害訴訟の被告とすることができる）ようにしていただきたいと考えます。</p> <p>なお、同条第1項の「部品」にプログラム等が含まれるか否かが明確でないため、「プログラム等」を追加しております。</p>
	<p>専利法に以下の趣旨の条文を追加していただきたいと考えます。</p> <p><u>「専利権者から許諾を受けた実施権は、その発生後にその専利権を取得した者に対して、その効力を有する。」</u></p> <p>これに伴い、専利法実施細則第14条も併せて改正し、実施許諾契約の国務院特許行政部門への届け出義務の削除を要望いたします。</p>	<p>専利権の登録数が飛躍的に増加している状況の下、企業間においては膨大な数の専利権を対象とする包括的な実施許諾契約を締結することがしばしば行われており、そのような場合に逐一実施権の登録を義務づけるのは現実的ではないと考えます。判例では、専利権実施許諾契約を登録していなかった場合には善意の譲受人に対抗できないとしていますが、上述の理由から、実施許諾契約は登録を要せずともいかなる第三者にも対抗できる、いわゆる当然対抗を導入すべきであると考えます。</p>

(以上)